

**条例指定NPO法人の定款変更の状況**  
(平成29年3月15現在)

法人名	変更前	変更後
<p>ノンラベル [認証日： 平成28年12月15日]</p>	<p><b>目的（第3条）の変更</b> この法人は、ひきこもり・不登校状態にある方、また<u>アスペルガー障がいのある方</u>やそのご家族に対して、病理、状態、障がいの特性、適切な関わり方についての必要な学びを提供し、具体的な対応法を共に探究することを通して、生きづらさを緩和していく事業を行い、ひきこもり・不登校状態にある方及び<u>アスペルガー障がい</u>の方の理解や自立生活支援、社会参加、啓発・普及に寄与することを目的とする。</p> <p><b>事業（第5条）の変更</b> ①ひきこもり・不登校の家族援助月例家族会事業 ②<u>アスペルガー障がい</u>の家族援助月例家族会事業 ③個別援助コーディネート事業 ④講師派遣等コーディネート事業 ⑤ひきこもり、不登校、<u>アスペルガー障がい</u>に関する居場所援助事業 ⑥ひきこもり、不登校、<u>アスペルガー障がい</u>に関する学習講演会等事業 ⑦ひきこもり、不登校、<u>アスペルガー障がい</u>に関する研究会・研修会等事業 ⑧ひきこもり、不登校、<u>アスペルガー障がい</u>に関する援助者養成事業</p>	<p>この法人は、ひきこもり・不登校状態にある方、また<u>広汎性発達障害（高機能に特化）のある方</u>やそのご家族に対して、病理、状態、障がいの特性、適切な関わり方についての必要な学びを提供し、具体的な対応法を共に探究することを通して、生きづらさを緩和していく事業を行い、ひきこもり・不登校状態にある方及び<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>の方の理解や自立生活支援、社会参加、啓発・普及に寄与することを目的とする。</p> <p>①ひきこもり・不登校の家族援助月例家族会事業 ②<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>の家族援助月例家族会事業 ③個別援助コーディネート事業 ④講師派遣等コーディネート事業 ⑤ひきこもり、不登校、<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>に関する居場所援助事業 ⑥ひきこもり、不登校、<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>に関する学習講演会等事業 ⑦ひきこもり、不登校、<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>に関する研究会・研修会等事業 ⑧ひきこもり、不登校、<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>に関する援助者養成事業</p>

	<p>⑨ひきこもり，不登校，<u>アスペルガー障がい</u>に関する啓発・普及事業</p> <p>⑩他機関の援助活動支援事業</p> <p>⑪<u>アスペルガー障がい</u>に関する出版事業</p> <p>⑫障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービス</p> <p>⑬その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>⑨ひきこもり，不登校，<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>に関する啓発・普及事業</p> <p>⑩他機関の援助活動支援事業</p> <p>⑪<u>広汎性発達障害（高機能に特化）</u>に関する出版事業</p> <p>⑫障害者総合支援法にもとづく障害福祉サービス</p> <p>⑬<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく相談支援事業</p> <p>⑭その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>フォーラムひこばえ [認証日： 平成 29 年 2 月 24 日]</p>	<p><b>事業（第 5 条）の変更</b></p> <p>①障害児を含む子ども達の有意義な余暇生活を支援し，子どもの相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>②子育てを通して，親の相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>③地域住民への生活支援を通し，地域住民の相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>④地域住民の集う場所を提供し，地域住民の相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>⑤地域福祉向上のため調査，研究，提言を行う事業</p> <p>⑥児童福祉法に基づく児童厚生施設の設置運営</p> <p>⑦児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>⑧その他，目的を達成するために必要な事業</p>	<p>①障害児を含む子ども達の有意義な余暇生活を支援し，子どもの相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>②子育てを通して，親の相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>③地域住民への生活支援を通し，地域住民の相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>④地域住民の集う場所を提供し，地域住民の相互関係や地域福祉に対する関心を高める取り組みを行う事業</p> <p>⑤地域福祉向上のため調査，研究，提言を行う事業</p> <p>⑥児童福祉法に基づく児童厚生施設の設置運営</p> <p>⑦児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>⑧<u>児童福祉法</u>に基づく障害児相談支援事業</p> <p>⑨<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく相談支援事業</p> <p>⑩<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>⑪その他，目的を達成するために必要な事業</p>